



広報

のせ川

2017 9 平成29年

No.473



野迫川村国際交流事業～グアム研修～

ホームページ <http://www.vill.nosegawa.nara.jp/>
メール info@vill.nosegawa.nara.jp

人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、野迫川村人事行政の運営等の公表状況の公表に関する条例に基づき公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員の状況

部 門	H28.4.1	H29.4.1	増減数	備 考
一般行政部門	議 会	1	1	0
	総務・企画	8	9	1
	税 務	2	2	0
	民 生	3	3	0
	衛 生	1	1	0
	農 林 水 産	3	3	0
	商 工	1	1	0
	土 木	6	6	0
	小 計	25	26	0
	教 育	3	4	1
特別行政				
	小 計	3	4	1
普 通 会 計 計		28	30	
公営企業	そ の 他	5	6	1
	小 計	5	6	0
総 合 計		33	36	3

※この表の職員数は一般職に属する職員数であり、臨時または非常勤職員は除いています。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費（一般会計予算）平成28年度決算

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B / A)
平成28年度	29,331現在 426人	千円 1,503,368	千円 221,495	千円 129,886	% 8.64

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）平成29年度予算

区 分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	1人当たり給与費 (B / A)
平成29年度	人 36	千円 100,405	千円 23,442	千円 35,321	千円 159,168	千円 4,421

※給与費は、当初予算に計算された額であり、退職手当、特別職の報酬等は含みません。

(3) 職員平均給与月額、平均年齢の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平 均 年 齢
一般行政職	258,200円	36.3歳
医 療 職	268,600円	37.8歳

(4) 職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	一般行政職	医 療 職	単純労務職
高 校 卒	146,100円	182,100円	142,000円
大 学 卒	178,200円		

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
職務内容	主事補・主事	主 事	係長・課長補佐	課長・参事	課長・参事	
職員数	8人	12人	6人	6人	1人	33人
構成比	24.2%	36.4%	18.2%	18.2%	3.0%	100.0%

(6) 職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

①期末・勤勉手当

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6月期	1.225月分	0.85月分
12月期	1.375月分	0.85月分
計	2.6月分	1.7月分

②退職手当 (平成29年4月1日現在)

区 分	支給率
	定年退職
20年勤続者	25.55625月分
25年勤続者	34.5825月分
35年勤続者	49.5900月分
計	49.5900月分

③その他の諸手当 (平成29年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者6,500円、扶養親族10,000円、その他6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当	借家・借間 最高27,000円
通勤手当	交通機関利用者 全額支給 交通用具 (自動車等) 使用者2,000円から距離により支給

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	給料報酬 等の月額	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	計
村 長	630,000円	1.5月分	1.65月分	3.15月分
副村長	550,000円	1.5月分	1.65月分	3.15月分
教育長	510,000円	1.5月分	1.65月分	3.15月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の正規の勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
38時間45分	午前8時30分～午後5時00分	午後0時～午後0時45分	日曜及び土曜日

(2) 主な休暇・休業制度

年次休暇
一暦年20日、残日数は最大20日繰越し

[年次休暇の状況] 平成28年1月1日から平成28年12月31日

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
日 1,157	日 312	人 32	日 9.75	% 27.0

(3) 特別休暇の導入状況

理 由	期 間	理 由	期 間
公民権行使	必要と認められる期間	育児時間	1日2回30分以内
証人、参考人等出頭	必要と認められる期間	妻の出産	2日の範囲内
骨髄移植	必要と認められる期間	男性の育児参加	5日以内
ボランティア	1年の間に5日の範囲内	子の看護	1年の間に5日の範囲内
結婚	連続する5日の範囲内	忌引き	別に定める期間
産前	出産予定6週間	夏期	7月から9月の期間において3日間
出産	産後8週間	天災被害	7日の範囲内
生理	1回につき2日以内	出勤困難	必要と認められる期間

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

《平成28年度》単位：人

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合		0	0			0	
心身故障の場合		0	0	1		1	
職に必要な適格性を欠く場合		0	0			0	
職制、定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合		0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合				0		0	
条例で定める事由による場合				0	0	0	
合 計		0	0	1	0	1	
地方公務員法第28条第4項により失職した者							0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(2) 懲戒処分者数

《平成28年度》単位：人

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
給与・任用に関する不正		0	0	0	0
一般服務違反関係		0	0	0	0
一般非違行為関係		0	0	0	0
収賄等関係		0	0	0	0
道路交通法違反関係		0	0	0	0
監督責任		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況《平成28年度》

取得者1名

(1) 介護休暇の取得者数《平成28年度》

取得者なし

6. 職員の研修状況

実施なし（平成28年度 一般行政職新規採用職員がいないため）

7. 職員の福祉及び利益の保護に関すること

(1) 福利厚生制度に関する状況《平成28年度》

区 分	受診者数	内 容 等
人間ドック	11人	医療機関が実施する総合検診
定期健康診断	23人	村が実施する検診

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金奈良県支部	0件	

8. 公平委員会に係る業務に関すること

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

該当なし

(2) 勤務条件に関する措置の要求状況

該当なし

(3) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし

野迫川村議会議員 山添村新庁舎視察研修

8月8日(火)、角谷村長と村議会議員の皆さんで山添村新庁舎の視察研修を行いました。

山添村の福井議長から挨拶をいただき、山添村職員から新庁舎建設にあたっての予算並びに建設内容などの説明を受けた後、新庁舎の見学を行いました。

バリアフリー化、ワンストップサービスへの配慮、自然採光を取り入れた明るい庁舎づくり、また、多目的スペースには県産材を利用し木の温もりのある施設となっていました。

意見交換の場では、両村議会議員の皆さんからもいろいろなお質問やご意見がでて、議員同士の交流にもつながりました。この研修を機会に、今後の村の庁舎のあり方についても検討し、役立てていきたいと考えています。



奈良県高等学校生徒会連絡会 災害ボランティア活動実施

8月19日(土)に、奈良県高等学校生徒会連絡会(参加生徒数19名)による災害ボランティア活動が本村上垣内地区で行われました。

この活動は、県内の高校生が自然災害等の被災地における現地の復旧・復興に資するボランティア活動を通して、社会の一員であるという自覚を深めることを目的として行われている活動です。

午前、水ヶ峰から上垣内間の整備(落ち葉や枝の除去作業)を行い、午後からは大股のアマゴ養殖場の掃除や餌やりを行うと共に、大股漁業生産組合長である中谷収さんより平成23年度の紀伊半島大水害による被災状況の説明を受け、災害について学びました。



川上村議会議員 野迫川村保・小・中連携一貫教育視察研修受入

8月31日(木)、川上村議会議員の皆さんが、野迫川村の保・小・中連携一貫教育についての取り組みや保小中学校の校舎の視察に来られました。

「川上村議会保小中校舎一元化整備特別委員会」の中平委員長より挨拶をいただき、角谷村長をはじめ別所議長及び小倉副議長にも出席して頂き、野迫川村の教育や校舎を建てた経緯などについて野迫川村職員から説明を行いました。

その後の質疑応答では、小学校と中学校を1つにするにあたっての問題点や教師や保護者への調整の仕方などについて色々なご質問やご意見をいただき、有意義な時間となりました。

また、木材を多く使用した新しい校舎も視察した川上村議会議員の方から「今後の参考にします。」との言葉もいただきました。今後とも、川上村と野迫川村とが協力して様々な取り組みを行っていかれたらと考えています。



九州北部豪雨災害義援金

平成29年7月5日から6日にかけて発生した豪雨により被害を受けた被災地への義援金について野迫川村役場等に募金箱を設置したところ住民の皆様より、多くのご厚志を頂戴しております。

頂いた義援金については、8月31日(木)に野迫川村役場において、角谷村長より日本赤十字社奈良県支部榎原事務局長様に義援金目録が手渡されました。

義援金総額等につきましては、下記のとおりとなりました。皆様方の暖かいご支援に、改めて心より厚く御礼申し上げます。

記

義援金総額：1,048,808円

【内訳】 平維盛の大祭での義援金(もちせり)：32,700円

野迫川村役場・野迫川村立国民健康保険診療所募金箱：16,108円

野迫川村義援金：1,000,000円



「行政相談」にあなたの声を！ 行政相談所を開設します

10月16日(月)から22日(日)までの1週間は行政相談週間です。

登記、道路、郵便、年金、保険等、国などの役所の仕事について、分からないこと、困っていることがありましたら、行政相談委員が開催する行政相談所でお気軽にお尋ねください。相談は無料

で、秘密厳守します。

〈野迫川村で行政相談委員が開催する行政相談所〉

日時：10月19日(木) 午前10時から正午まで

場所：野迫川村地場産業振興センター 2階

相談のお相手：行政相談委員 西 田 元 員

問い合わせ：役場総務課 ☎0747-37-2101

平成29年度 インフルエンザ予防接種のお知らせ

野迫川村ではインフルエンザ予防接種費用の助成を下記のとおり行います。

接種期間	平成29年10月1日 ~平成29年12月31日 ※必ず診療時間内での接種をお願いします。
対象者	①65歳以上の方。 ②60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能障害があり、身体障害者手帳一級に相当する方。 ③65歳以上で生活保護世帯の方。 ④高校生3年生に相当する年齢以下の方。
自己負担金	[対象者のうち①・②に該当する方] 1,000円 ※但し、村外医療機関で受ける場合は1,000円以上の自己負担金となる場合や接種料を一度全額支払いしていただく場合があります。 [対象者のうち③・④に該当する方] 無料
実施方法	◎かかりつけ医療機関に予約してください。 予約なしで受診すると、接種できない場合があります。 ◎村外の医療機関で接種を希望する場合は、接種前に必ず、役場住民課にご連絡ください。 (できるだけ早めにご連絡ください。) ◎医療機関に接種料金を全額支払った場合は、後日、役場住民課に申請し、助成を受けてください。 申請時には以下の書類が必要です。 ①インフルエンザ予防接種の領収書 ②予診票のコピー ③認印 ④通帳(入金口座確認のため)

※ 対象者以外の接種料は、各医療機関設定料金となりますのでご了承ください。

※ 上記対象者以外の野迫川村国民健康保険診療所での接種料は3,000円です。

グループホームゆうゆう苑から 「ショートステイ」のご案内

「ショートステイ」とは、お年寄りを介護されている方が、通院・冠婚葬祭・旅行等で介護ができなくなってしまった時、短期間施設にお預かりして食事や入浴等のお世話をする介護保険のサービスです。
お気軽に下記までお問合せください。

問い合わせ先：グループホームゆうゆう苑（玉置）

電話番号：0747-37-2555



総合型地域スポーツクラブからの お知らせ

教室名	10月	11月	12月
ゲートボール教室 (ふれあい広場)	22日 (日)	5日 (日)	3日 (日)
フットサル教室 (旧中学校体育館)	18日 (水)	15日 (水)	20日 (水)
健康教室 (野迫川村公民館・ ホテルのせ川)	13日 (金)		

上記の予定は変更になることがあります。ご了承ください。

初めての方でも大歓迎です。皆様ご近所お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

(問合せ)

野迫川村総合型地域スポーツクラブ事務局

(野迫川村教育委員会内)

TEL 0747-37-2115

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、**11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます**ので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

お問い合わせ先 大和高田年金事務所 0745-22-3531
野迫川村役場住民課 0747-37-2101

戦没者等のご遺族の皆様へ

**第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日（月）までに、ご請求ください。**

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容 国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
 額 面 25万円（5年償還）

■請求窓口（お住まいの市区町村の援護担当課）

野迫川村役場 住民課 援護係 （電話番号）0747-37-2101

てんいち先生



平成29年度自衛官募集のお知らせ

◆自衛官候補生（任期制）

- 対 象 18歳以上27歳未満の男女
- 受付期間 男子・女子 年間を通し随時
- 試験日 10月1日（日）（男子・女子）
- 試験会場 航空自衛隊奈良基地（奈良県奈良市法華寺町）
- 試験内容 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

詳しくは、下記事務所までお問い合わせ下さい。

記

自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所

〒637-0004

奈良県五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階

お電話 0747（22）3789

国内最大級の文化の祭典が奈良に！
全国初の一体開催！
第32回国民文化祭・なら2017
第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会
2017年9月1日（金）～11月30日（木）
やまとしうるはし、おもしろし

国文祭 なら 検索
<http://nara-kokushoubun.jp/>
Twitter Facebook Instagram

問 国文祭・障文祭なら2017実行委員会事務局
（奈良県国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）TEL.070-2287-3419

のせ川歌壇

ほのぼのと小さな螢に限りあり
光りては消え消えては光る

福田 雪美

黒豆の皮ぬぎ捨てて双葉出で
土持ち上げし自然の力に

西前 睦代

山里の田畑は荒れ果て山と成り
昭和一粒がながむ空しさ

小倉 徳太郎

蓮華田に腰をおろして語らいし
友もいま亡く村は日暮れる

中田 敬子

静寂をやぶりにてかまし蝉しぐれ
短かき生の歎び競うか

中西 章

吾が人生八十路なりとて振り返る
村の慣例多く改善さる

吉野 武文

孟蘭盆に家族そろひての墓参すみ
孫子送れば虫の音そぞろ

西本 良子

梅の葉の深緑も秋を人に告げ
黄の美しき葉を散らし初む

北沢 孤山

平成29年度野迫川村国際交流事業～グアム研修～

8月26日（土）から8月30日（水）までの5日間中学生6名がグアム研修を行いました。
現地校のグアム大学での授業体験やシュノーケリング、ジャングルハイキングで熱帯の自然に触れるという研修でした。

生徒たちは、初めての海外研修で異文化に触れ、熱帯の環境を肌で感じ取り、外国語に戸惑いながらも、楽しく研修を終えることができました。

